

## 台風等による気象警報等への対応（改訂）

（赤字下線部を年度当初から変更しています）

- 1 掛川市に大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの**特別警報**が発表された場合

状 況	対 応
朝6：15の段階で、 <b>特別警報</b> が発表され <u>ている</u> 場合	自宅待機とする。
午前10時までに <b>特別警報</b> が解除された場合	解除された時点で <b>登校</b> する。
午前10時の段階で <b>特別警報</b> が引き続き出ている場合	<b>臨時休校</b> とする。

- 2 遠州南に**台風等**により「**暴風警報**」と「**大雨警報**」の両方が発表された場合

状 況	対 応
朝6：15の段階で、「 <b>暴風警報</b> 」と「 <b>大雨警報</b> 」の両方が発表され <u>ている</u> 場合	自宅待機とする。
午前10時までに <b>どちらかの警報</b> が解除された場合	解除された時点で <b>登校</b> する。
午前10時の段階で <b>両方の警報</b> が引き続き出ている場合	<b>臨時休校</b> とする。

- 3 その他

- (1) 学区内の行政区に「高齢者等避難」「避難指示」が発令された場合も上記1、2と同様の対応とする。ただし、午前10時の時点で市から「高齢者等避難」が発令されている場合にも、状況が好転する又は大きく悪化しないと見込まれる場合には休校としないこともあります。
- (2) 上記1、2以外でも、自宅周辺等に登校上危険箇所がある場合は、各家庭で判断し、安全を第一優先とする。